

清掃委託契約書

株式会社〇〇〇〇（以下甲という）と有限会社エヒメアームサービス（以下乙という）とは、下記の対象物件において次の委託契約を締結する。

「対象物件」

所在地 愛媛県〇〇〇〇
名称 株式会社〇〇〇〇 本社ビル

第1条（契約の目的）

甲は乙に対し、上記建物の清掃管理業務を委託し、乙はこれを請け負い誠実に履行することで、快適で衛生的な環境品質を保つことを目的とする。

第2条（契約業務の内容）

この契約に基づく委託業務の内容は次の通りとする。

1. 日常清掃業務
2. 定期清掃業務

※詳細は、別紙仕様書の通りとする。

第3条（契約期間及び自動更新）

本契約の有効期間は、令和5年7月1日から令和6年6月30日迄とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲・乙いずれからも申し出のないときは、同一条件をもって1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（委託料）

本契約に基づく委託料は、別紙見積書の通りとする。

2. 委託料は当月1日から末日までを当月分として計算する。
3. 乙は、甲の指定する日までに当月分の委託料に消費税額を加算し甲へ請求を行う。甲は翌月末日迄に、乙が指定する銀行口座に振り込み支払う。尚、振込手数料は乙の負担するものとし、支払期日が金融機関の休日にあたる場合は、直前の営業日を支払期日とする。

第5条（税率変動及び委託料の改定）

税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算するものとする。

2. 前条の定める委託料は、人件費の高騰、諸物価等の値上がり、その他経済事情の変動により不相当となったとき、又は対象物件の設備・建材等の変更など、本業務の内容に変更が生じるときには、甲乙協議の上増減改定できるものとする。

第6条（資機材等の負担）

本業務に使用する資機材等の負担は、以下の通りとする。

項目	詳細	甲	乙
清掃用具	清掃に必要な用具を準備する。		○
洗剤	清掃に必要な洗剤を準備する。		○
消耗品（トイレトペーパー・ ごみ袋・洗濯洗剤等）	補充用として必要数を準備する。	○	

第7条（用水電力その他控室等の貸与）

甲は、乙が本業務の作業に使用する用水・電力・光熱等は無償で使用させるものとする。また、乙はこれらの使用を必要最低限にとどめるよう努めなければならない。

2. 甲は、本業務の実施につき必要があると認める場合には、乙に対して資器材置き場及び駐車場・駐輪場を無償で提供しよう努め、乙はこれらの提供を受けた場合には、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

第8条（個人情報保護）

乙は、本業務を実施するにあたって、甲より提供を受けた情報及び本業務の履行により取得した情報に個人情報（「個人情報の保護に関する法律」で定義する個人情報。以下同じ）が含まれるときは、次項に従って取り扱うものとし義務を負うものとする。

2. 乙は、個人情報の適切な管理のために、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。
3. 乙は、本業務に従事する従業員に対し、在職中退職後においても本業務で知り得た個人情報を第三者に漏洩してはならないこと、不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知徹底させるものとする。
4. 乙は、個人情報について漏洩、毀損、滅失その他本条にかかる違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
5. 委託業務の終了及び本契約を解除した後も、本条は効力を有するものとする。

第9条（守秘義務）

乙は、業務上知り得た甲の事業に関する一切の事項その他の秘密事項を、第三者に漏洩してはならない。

2. 委託業務の終了及び本契約を解除した後も、本条は効力を有するものとする。

第10条（規律維持）

乙は、本業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。甲が不相当と認めた場合は、直ちに善処するものとする。

第 11 条（再委託）

乙は、本業務の履行にあたり、事前に甲の承認を得て第三者に再委託することができる。

第 12 条（権利業務の譲渡等の禁止）

乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

第 13 条（法令上の責任）

乙は、本業務にあたる従業員に教育指導を行う雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

第 14 条（災害の防止）

乙は、甲より委託された業務の遂行にあたって、甲の安全衛生規則又はその他内規、法廷事項を遵守し、乙の業務及び従事者の安全と健康障害の防止を図らなければならない。

第 15 条（善管注意義務）

乙は善良な管理者の注意をもって管理業務を遂行しなければならない。

第 16 条（損害賠償）

乙又は乙の従業員が業務の実施にあたり、故意又は過失により対象物件内の設備、備品等を滅失又は破損したときは、乙は甲に対してその賠償の責めを負わなければならない。

2. 業務の実施にあたり、甲又は他の第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責めに帰する事由による場合以外は、乙はその賠償の責めを負わなければならない。ただし、当該損害が天災地変等の不可抗力に基づく場合はこの限りではない。

第 17 条（緊急時の措置等）

本業務の実施にあたり、緊急な事態及び臨時的事態に対し、甲は乙に臨機の措置を求めることができるものとする。また、乙は、甲の承諾を待つことなく緊急対応が必要な事態が発生した場合に、甲の承諾なくしてこれを実施することができる。ただし、乙は甲に対し、緊急対応の内容と要した費用等を、遅滞なく書面により通知しなければならない。

2. 甲は、乙に対し、前項の業務に要した費用を速やかに支払わなければならない。ただし、乙の責に帰すべき事由によるものはこの限りではない。

第 18 条（契約の解除）

甲又は乙は、本契約に定められた期間途中で解約するときは、3 か月前迄に解約の理由を付した書面で解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除させることができる。

2. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1)正当な理由なく業務に着手しないと認められるとき。
 - (2)乙の業務が甚だしく不誠実と認められたとき。
 - (3)乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
3. 甲又は乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を直ちに解除することができるものとする。
- (1)監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取り消し処分を受けた場合。
 - (2)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申し立てがあった場合又は清算手続に入った場合。
 - (3)支払停止、支払不能、手形又は小切手の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けた場合。
 - (4)公租公課につき滞納処分のあった場合。
 - (5)その財産につき仮差押え、仮処分、差し押え、強制執行、担保権の実行として競売等の申し立てがあり、本契約上の義務の履行が困難と認められる場合。
 - (6)甲又は乙の従業員等、一般役員若しくは経営に事実上参加若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められる場合。
4. 前項に基づく本契約の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げてはならないものとする。ただし、(6)による解除の場合は、解除された者はこの限りではない。

第19条（協議事項）

この契約に定めのない事項又は平常と異なった事情が発生したときは、法令その他商慣習に従うほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自その1通を保有する。

令和5年7月1日

甲

乙